

「ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」 の規格設定に関する食品健康影響評価について

(8 月 3 0 日付で食品健康影響評価を依頼した事項)

1 . 経緯

今般、「ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の規格設定に関し、その安全性に係る評価資料が整えられたことから、食品安全基本法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼した。

2 . ポリ乳酸について

ポリ乳酸とは、トウモロコシ、サトウダイコン等から抽出されるデンプンを発酵させて得られる乳酸又はラクチド（乳酸の環状二量体）を重合させて得られるものである。

米国や EU では、食品包装材として既に使用が認められており、野菜、果物等の器具、容器包装として用いられている。

日本では、野菜や果物等の袋や容器、惣菜や弁当用のトレイ、菓子類の包装等に既に使用されている。

3 . 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の規格設定について検討することとしている。

参考）合成樹脂製の器具又は容器包装の規制

食品衛生法に基づき、すべての合成樹脂製の器具等に適用される一般規格のほか、塩化ビニル等個別の材質毎に適用される個別規格（現在 11 種の材質）が定められている。

ポリ乳酸についても今後繁用される見込みがあるため、新たに個別規格を定めようとするもの。